

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石 光伸 外265名

被告 国 外1名

準備書面（15）

～被告日本原電の釈明内容に対する原告の回答～

2014（平成26）年9月11日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之

外



<被告日本原電に開示を求めるデータの範囲について>

原告らの2014年2月13日付求釈明申立書に対し、被告日本原電は、平成26年4月30日付準備書面(1)17頁において、審理に必要な範囲のデータを開示することを拒否するものではないが、原告らの求釈明事項1ないし6については、同準備書面添付別表1記載のデータすべてが対象となり、膨大な量（A4サイズで約4万枚）に及ぶので、別表1記載のデータのなかから必要とするデータを特定するよう原告らに求めている（同準備書面17頁）。

しかしながら、東北地方太平洋沖地震発生時に本件原発の安全性が確保されていたか否かは、そもそも、別表1記載のデータの内容を全て把握していなければ、正しく判断することのできない事項である。原告らは別表1記載のデータの内容を全く見ていないのであるから、本件原発の安全性に関する審理に必要な範囲のデータを特定させること自体、現時点では不可能である。

被告日本原電は、紙データとしての量の膨大さを強調するが、電子データ化したならば、せいぜいUSBメモリ1本分の容量で済むはずである。よって、

原告らは、被告日本原電に対して、別表1記載のデータ全部を電子データとして複製した記録媒体を原告らに交付されるよう求める。

原告らは、交付された電子データを分析したうえで、このなかから本件訴訟の審理のために必要最小限と思われる範囲のデータを厳選したうえで、本件原発の危険性を裏付ける書証（紙データ）として提出する予定である。